

台湾における有機農業， 減農薬・減化学肥料栽培の取組実態

環境負荷軽減を基本とした地道な展開

〔要 旨〕

- 1．台湾では1960年代から農業の生産性・効率性の向上が追求され，農薬・化学肥料が大量に使用されるようになり，その弊害が顕在化するようになった。
- 2．このため70年代半ばから持続型農業についての技術研究が開始されたが，有機農業への本格的取組みは95年以降の農業改良場によるモデル農家を中心とした指導・推進に始まる。
- 3．台北市等大都市の量販店等では有機食品・農産物だけでなく減農薬・減化学肥料栽培である「吉園圃」のマークのついた農産物等もよく見かけることができる。しかしながら，有機食品等は価格が高く，一部の消費者が需要するにとどまっている。
- 4．台湾の有機栽培基準は有機と準有機とに分かれており，果樹・茶については必要最小限の農薬使用が認められ，これを準有機としており，台湾の自然条件に合わせた基準が盛り込まれている。
- 5．有機農業は栽培面積で現状0.1%程度とごく一部での取組みにとどまっているが，吉園圃は1.2%以上となっており，減農薬・減化学肥料栽培は着実な普及を示している。
- 6．政策的には有機の理念と技術を尊重しつつも，栽培面積の拡大は急がない方針にしており，むしろ，この理念・技術を踏まえての減農薬・減化学肥料栽培に力を入れているのが実態である。また，有機認証については近々にも民間に全面委託されることが決定されている。

目次

- 1. 注目される台湾の持続型農業
- 2. 有機農業への取組実態等
 - (1) 有機農業への取組現状とその歴史
 - (2) 有機農業にかかる制度的枠組み
 - (3) 有機栽培取組内容
 - (4) 流通
 - (5) 行政のスタンスと今後の方向
- 3. 減農薬・減化学肥料栽培への取組実態
- 4. 日本に示唆するもの
 - 補論 台湾農業の動向とWTO加盟への対応

1. 注目される台湾の 持続型農業

台湾の農業について我が国では残念ながらあまり知られてはいない。まして台湾の有機農業の実態等についての紹介はほとんどなされていないというのが実情である。

我が国の海外農業等についてのもっぱらの関心は主要輸入先であるアメリカ、オーストラリア、家族農業を基本とし直接支払い等に取り組んでいる先進的事例としてのEU、さらには21世紀の食料問題のカギを握る中国、インド等にほぼ限られ、近隣諸国である台湾、韓国等についての関心は総じて希薄であると言わざるを得ない。

しかしながら台湾の産業構造なり自然条件の類似性は強く、また我が国と同様な農業問題を抱えているのが実態である。台湾の農政・農業全般の概要・課題等については後掲 補論 のとおりであるが、農業の近代化が推進され生産効率の大幅な向上がはかれる一方で、農薬・化学肥料の多投入から環境汚染が顕在化し、農薬・化学肥料の使用抑制による環境負荷軽減が台湾で

も大きな課題となっている。

ところで台湾における有機農業等への本格的取組みは緒についたばかりであり、統計等も整備されていないのが現状ではあるが、台北市内の量販店なり市場では有機農産物なり、減農薬・減化学肥料栽培である「吉園圃」マークのついた農産物をけっこう見かけることができ、有機農業等への取組みは着実な広がりをみせていることがうかがわれる。

本稿は、まずこうした取組実態を可能な範囲で確認するとともに、有機基準、支援措置、さらには流通等について整理することをねらいとしている。今後、我が国で有機農業、特別栽培を包含する持続性の高い農業を本格的に推進していくにあたって台湾での取組みが示唆するところは大きい。また、東アジアという稲作を中心とし、比較的自然条件が類似している地域で、技術交流等により東アジア全体として環境にやさしい農業を推進していくことも今後の大きな課題であり、そのためにも現状等をしっかりと踏まえておくことが前提になる。

台湾における環境にやさしい農業は91年から実施された「農業総合調整方案」の中

で、「持続的農業」と表現されているが、これは実態的には、「有機農業」と吉園圃に代表される「減農薬・減化学肥料栽培」とに分けて考えることができる。

2. 有機農業への取組実態等

(1) 有機農業への取組現状とその歴史

a. 取組現状

財団法人国際美育自然生態基金会(MOA INTERNATIONAL, 以下「MOA」という)をはじめとする民間での有機栽培への先駆的取組みはあったが、本格的な取組みは1995年の農業改良場がモデル農家を対象にしての実験栽培に始まる。改良場の指導を受けて有機農業に取り組んでいる農家は、ある程度以上の技術水準を有しているとともに、産銷班に代表されるような共同性を有することとされている。^(注1)

年々有機栽培は拡大しており、有機栽培面積は98年570ha、99年では823haとなっている。823haのうち水稻が約50%、野菜が約25%、残り約25%が果実等で、果実等は準有機^(注2)(後述)に分類される。

ちなみに96年の全農地面積は87万2千haで、99年の有機栽培面積823haを割ると、有機栽培面積比率は0.1%にすぎない。

b. 有機農業取組みの歴史

1960年代ごろから生産性・効率性を追求した集約的農業が推進されたが、これにともない大量に投入された化学肥料の弊害が顕在化してきた。

こうした状況に対応して70年代半ばから持続型農業についての技術研究レベルでの取組みが開始されるようになった。その後、健康と環境を求める民間消費者団体、宗教団体が主となって有機農業を推進してきた。

政府レベルでは行政院農業委員会(日本の農林水産省に相当。以下「農業委員会」という)が88年、台湾大学等での持続型農業についての研究を奨励し、技術面での政策の前提づくりに取り組み始めた。台湾大学では88年に高雄・旗山、嘉義・鹿草の二つの実験農場を開設し、さまざまなケースに分けて栽培実験を繰り返しデータを蓄積してきた。とくに暑いところでの有機農業の可能性についてのチェック等が行われ(2)にみるような台湾独特の基準作成につながっているのである。

ここまでの流れを便宜的に区分してみると、70年代半ばから87年ごろまでの持続型農業についての基礎的研究の時期である「胚胎期」、88年ごろから94年の有機栽培についての実験期間としての「萌芽期」、95年以降現在までのモデル農家を中心とした取組みを中心とした「揺籃期」とに分けて考えることができよう。

(注1) 桃園区農業改良場からのヒアリングによる。

(注2) 農業委員会農糧処農産課からのヒアリングによる。

(2) 有機農業にかかる制度的枠組み

a. 有機農業にかかる基準等

昨年(99年)3月に有機農産物生産基準が

設けられたが、あくまで行政命令(ガイドライン)としての位置づけにとどまっております、現状では法律化はされておらず、これからの課題であるとされている。^(注3)

基準の内容は第1表のとおりで、コーデックス基準を参考にしながら作成されているものの、全有機栽培と準有機栽培とに分けられている。

第1表 有機農産物の生産基準

環境条件	<p>(1) 農地土壌中の重金属の含量は台湾地区行政環境保署が定めた標準含量より低いこと。 なお、等級区分表の第三級標準を原則とする。特別な場合は、関連資料といっしょに専門指導組織で審議、指導すること。</p> <p>(2) 水質については政府機関が規定した灌漑用水の水質標準に合うこと。</p> <p>(3) 傾斜地及び農園は必ず合法的経営の農牧地であること。</p>
雑草の制御	<p>(1) 人力または機械で除草すること。化学合成除草剤の使用は禁止。</p> <p>(2) 雑草制御方法として、耕起、被覆等の方法がある。</p>
肥料栽培管理	<p>全有機栽培方式</p> <p>土壌管理のため、土壌を定期的に分析し、土壌の物理性及び肥料の効果などを十分把握する。</p> <p>土壌改良と、土壌に必要な栄養分を供給するために、農家が自ら生産した有機質肥料及び十分発酵した肥料を使用すること。</p> <p>化学肥料(微量元素含む)と化学肥料が入っている微生物製剤及び有機質複合肥料の使用は禁止。</p>
	<p>準有機栽培方式</p> <p>土壌を定期的に分析し、土壌の物理性及び肥料の効果などを十分把握する。</p> <p>土壌環境の改善、また土壌に必要な栄養分を与えるために農家が自ら生産した有機質肥料及び十分発酵した肥料、また、その他の有機質肥料を使用すること。</p> <p>果樹の場合、栄養生長期間は必要最小限の化学肥料を使うこと。また、行政院農業委員会がつくった作物施肥手引に基づいて、作物三要素適正量の30%以下とする。茶樹の場合、必要最小限の窒素化学肥料を使用すること。また、行政院農業委員会がつくった作物施肥手引に基づいて、作物三要素適正窒素使用量の20%以下とする。</p> <p>前2条の規定ほか、化学肥料(微量元素含む)と化学肥料が入っている微生物製剤及び有機質複合肥料の使用は禁止。</p>
病虫害発生防止	<p>全有機栽培方式</p> <p>病虫害発生防止のために、栽培的防除、物理的防除、生物的防除、忌避植物及び天然資材による防除等を採用。</p> <p>化学合成農薬及び人体有害植物性採取物と鉱物性材料の使用禁止。</p>
	<p>準有機栽培方式</p> <p>病虫害発生防止のために、極力、栽培的防除、物理的防除、生物的防除、忌避植物及び天然資材による防除等を採用。</p> <p>果樹開花期から採取期まで、化学合成農薬を一部使用。他の生育期間は植物保護手引に従い防止方法を使うこと。</p> <p>化学合成農薬は必要な時のみ使用すること。(必要以外の使用は極力避けること。)</p> <p>茶樹の芽の生長期間は、化学合成農薬は一部使用。冬季は、茶樹休眠期間あるいは、茶葉採取期から来季の新芽期前まで、必ず、植物保護手引に従い、防止方法を用いること。</p> <p>化学合成農薬は必要な時のみ使用すること。(必要以外の使用は極力避けること。)</p> <p>前2、3条の規定ほか、化学合成農薬及び人体有害植物性採取物と鉱物材料の使用禁止。</p>
収穫・調整・包装	<p>(1) 全有機栽培の米穀収穫後、必ず、良質米乾燥技術で乾燥。一般米穀と分けて貯在及び包装。</p> <p>(2) 全有機あるいは準有機で栽培した茶葉は収穫後一般茶葉と分けて製茶、貯存し包装。</p> <p>(3) その他の有機農産物収穫後、いずれも一般の農産物と分けて処理し保存して包装。</p> <p>(4) 有機農産物の収穫後の処理は化学薬剤の使用及び添加することは禁止。</p> <p>(5) 適用の技術及び資材の一覧を参照(省略)</p> <p>審査が必要とされる技術及び資材は、認証機関で審査し特別な場合は関連資料といっしょに専門指導組織に審査意見をうかがう。</p>

資料 行政院農業委員会

全有機栽培は無化学合成農薬・無化学肥料によるもので野菜を対象にしている。

準有機栽培については、果樹では開花期までは必要最小限の化学合成農薬の使用を認め、開花期以降収穫期までは一切の化学合成農薬の使用を禁止している。茶については、芽の生長期間は化学合成農薬の使用を禁止しているものの、それ以外の期間については必要最小限の化学合成農薬の使用を認めている。

このように有機栽培のなかでも病害虫に犯されやすい果樹・茶については準有機栽培という台湾の自然条件に合わせた基準を盛り込んでいる。

なお、畜産物についての基準は作成され^(注4)ていない。

b. 助成措置

萌芽期にあたる1987年に高温多湿なかでの有機栽培についての実験を推進してきたが、これにともない農業改良場への予算交付とともに、有機農業に取り組む農家については、コスト増につながる有機肥料購入に対して野菜の場合、1 haあたり有機肥料4千kg分として4千元(1元=約3.6円)果樹の場合同じく8千kg分として8千元の補助が行われた。これは栽培方法の転換にともなう収入の補填、若干の資材代金等を基本に助成水準が決められたものである。

しかしながら95年からは、有機農業についての農家の認識は得られたとして生産者への直接の助成は廃止され、認証機関の検

査・展示等への助成に切り替えられている。

c. 認証

認証機関は農業改良場と民間3団体とがある。

これまで農業改良場によって行われていた政府による有機認証は2000年内にも民間へ委託されることになっている。

民間の認証団体ではMOAが最も大きいと同時に信用も高い。このほかに台湾省有機農業生産協会(マーク「緑純」)、中華民国有機農業産銷経営協会(マーク「自然生」。生産者、流通業者が会員)がある。

なお、有機農産物についての認証を指導するため、農業委員会により有機農産物認

第1図 認証マーク



証指導班が設置されている。これは農業委員会、農業改良場派遣代表、学者、専門家等15～23名で構成されることになっている。認証機関の認証業務に対する指導、作業記録の査閲、年度の認証業務執行検討報告の審議等にあたることになっている。^(注5)

< 認証機関事例 MOA >

正式名称は財団法人国際美育自然生態基金会であるが、通称MOAと呼ばれている。台湾での有機農業推進等にも強い影響力を持っていることから、その概要を紹介しておく。^(注6)

(沿革)

1990年に設立され、基金の2分の1は日本のMOAが拠出し、残りは台湾の一般企業から募って設立された。

97年に農業委員会から有機農産物の認証委託を受けているが、近々認証業務の民間移行にともない独立した認証機関として認可を取得する予定となっている。

(活動内容)

基本は人、土、農産物の尊重に置いており、自然農業、生態保護の普及、技術指導、教育訓練、大学、農会等との提携、宣伝・広告及び流通、を対象活動にしている。

この一環として有機農産物等の認証も行っている。

(体制)

当財団法人のトップである董事長は謝森展氏(70歳)で、日本に留学した後商売に従事し、現在は農場主であるとともに、農村民

第2図 MOAの認証マークと認証基準

	<p>MOA自然農法マーク 3年以上、化学合成資材を使用していない農地で、栽培期間中も化学合成資材を使うことはできない。ただし特に認められた、あるいは審査後認められた資材を除く。</p>
	<p>MOA自然農法轉換期間中マーク 6か月以上、3年未満、化学合成資材を使用していない農地を栽培期間中も化学合成資材を使うことはできない。ただし特に認められた、あるいは審査後認められた資材を除く。</p>
	<p>MOA移行栽培マーク 自然農法を目標としながらも一定範囲内で化学合成資材を使用して栽培されたもの。</p>

芸品のコレクターとしても知られている。

職員6名、検査員4名、ボランティア(技術・普及)23名。

(認証基準・マーク)

基本的には日本のMOAと同様に、自然農法栽培(有機栽培)、自然農法轉換期間、移行栽培の三つに分けて認証を行っている。

(栽培基準)

MOA立上げ後、専門委員会を設けて自然農法執行基準、その施行細則を作成。技術の基本は日本に習い、これを台湾の実情にあわせて調整したものである。

(認証対象農家)

直近での認証対象農家は176戸、栽培面積は約200haで、そのほとんどは移行栽培もしくは轉換期間中である。申請者は増加して

いるが、有機栽培は目標ではあっても現実的には難しいことからMOAでは移行栽培からの取組みを進めると同時に、徐々に取組面積も広げていくよう指導している。

品目的には野菜、果物、茶が多く、果物、茶についてはほとんどが移行栽培である。

(手数料等)

土壌検査にかかる9千元に対して、現在、政府からの助成があり、生産者に手数料の負担はない。

検査をパスし、認証を得られればその旨を明らかにするための圃場に掲げる看板代金2千元とラベル代金0.2元/枚等については生産者の自己負担となる。

別途会員には1,500元の会費で技術指導書が配布されている。

(注3) 農業委員会農糧処農産課からのヒアリングによる。

(注4) 遺伝子組換え作物は有機栽培の対象から除外されている。

(注5) 農業委員会「有機農産物認証機関指導要領」「有機農産物認証指導班設置要領」

(注6) MOAからのヒアリング、およびMOA資料による。

(3) 有機栽培取組内容

現状では有機栽培に取り組んでいる生産農家はごく一部にすぎない。

土づくり、無農薬・無化学肥料による取組みが主で、アイガモ、天敵の導入等技術の紹介はあるものの、これらはほとんど普及はしていない。

台湾大学での、無農薬・無化学肥料栽培、通常農薬・化学肥料使用栽培、通常量の半分の農薬・化学肥料を使用しての

栽培、の3ケースに分けての実験結果では、の転換当初は生産量が減少し、病害虫、鳥害発生も多いが、数年後は、と同じ、もしくは上回る量が収穫できたとしている。

なお、で稲作の場合には、一期作(春)は二期作(秋)に比べて収量が低い結果となっている。^(注7)

なお、現状では米が供給過剰でもあることから、輪作体系による有機栽培システムの研究が行われており、米の一期作後の6月以降緑肥、枝豆等栽培、トウモロコシと稲作の組み合わせ、にアスパラ、レタス栽培等の組み合わせ、等についての実験が重ねられている。

(注7) 台湾大学鍾仁賜教授からのヒアリングによる。

(4) 流通

有機農産物の流通割合を示すデータはないが、台北市内の量販店、市場等では有機農産物はさほど珍しいものではなく、消費者の有機食品・農産物についての認識度はけっこう高いように感じられる。

しかしながら有機農産物を需要するものはまだ一部にとどまっており、若くて学歴の高い層が有機食品を嗜好する向きが多いといわれている。

また、米については農薬・化学肥料の使用基準が決められ、技術水準も高いことから消費者もさほど敏感ではないが、野菜については、けっこう敏感な消費者も多いとされている。

有機食品は量販店での取扱いが最も多く、有機農産物のコーナーが設けられ、農薬・化学肥料の使用基準を掲示している量販店もけっこうみられる。また、専用のコーナーはなくても、品揃えの一部に有機農産物を加えているところは極めて多い。

量販店は有機生産農家と直接契約により有機農産物を調達するルートをとることが多いが、一部の量販店では仲卸しを經由して調達している。また有機生産者が消費者と直結しているケースもみられる。

認証機関によっても流通に特徴があり、マークでいえば「緑純」は生産者による直接販売と農会をつうじての販売とがあるが、「自然生」は農会をつうじての一元販売がほとんどとなっている。MOAは直接量販店、自然食品専門店への販売が多い。

なお、有機食品の価格は慣行栽培の30～40%高が普通で、2倍するものもあるというのが一般的な受け止め方である。

<価格比較事例>

台北市内にある量販店・頂好での同じ種類の葉野菜

有機栽培	45元 / 包
慣行栽培	35元 / 包
有機 / 慣行	= 1.29倍

<有機農産物販売事例 台北市農会>

台北市農会は日本の県経済連に相当する組織であるが、有機食品・農産物の普及・取扱いにはきわめて熱心であり、有機食品等の流通のリーダー的役割を果たしている。



量販店有機農産物コーナーの野菜

a. 組織・体制

台北市をエリアとし、九つの地区農会の上立つ経済事業専門の県連である。

ここが量販店方式とコンビニエンスストア形式の購買店舗各一つを有して店舗購買を行うと同時に、97年には農産物の直接販売を開始している。

以下のように活発かつユニークな活動を展開しているが、そのキーとなっているのが総幹事（専務的役割）の銭小鳳女史であり、台北市農会の業務に女性の感性なり、主婦の立場を反映した企画を次々と打ち出している。

b. 有機食品等販売の仕組み

購買店舗の一つは車を降りずに買物ができるシステムも導入している。店舗には有機食品・農産物が豊富に並べられているだけでなく、有機農産物を使った食事ができるスペースも設けられており、また、こうした有機農産物の生産地へのツアー等観光事業も行われている。

また、店舗購買とは別途に、97年から消費者への直接販売を開始しており、有機野

菜について月2千円で三つのコースのうち一つを選択してもらい、週2回、月8回宅配するシステムが設けられている。有機野菜と果物を組み合わせたコースもあらたに設けられた。

荷物は当農会のトラックにより地域ごとに置かれたリーダーの家まで運搬され、リーダーが地域内にいるメンバーに小分けして配達するシステムとなっている。

c. 物流・商流

当農会は生産農家から有機野菜を買取りしてこれを販売している。農家にとっては安定価格による出荷が可能となると同時に、農会にとっても集荷コストは安くなるが、農会の販売価格は一般で売られている有機野菜よりも低く抑えていることから、農会の利益はわずかにとどまっているとしている。

(5) 行政のスタンスと今後の方向

a. 有機農業推進のねらい

農業委員会(注8)の資料によれば、有機農業推進の政策目標として次の二つがあげられており、

生産の促進、生態系のバランス確保、農業の持続的発展。

安全・安心な農産物の生産、消費者の信頼獲得。

については、生態系のバランス確保と農業の持続的発展を果たしていくためには、堆肥の十分な活用をはかっていくべきであることを強調しているが、有機栽培の

促進については理念と技術の二つの推進が必要であるとしており、あくまで農薬・化学肥料の使用量減少にターゲットが当てられている。

b. 政策の方向性

有機農業にかかる戦略の軸となっているのは、有機農業の推進主体はあくまで民間であるということと、有機栽培の技術重視をうたいながらも、有機栽培の面積拡大は急がないとのスタンスである。

すなわち各区にある農業改良場等による指導や認証は人手不足から既に限界にあるとしており、またアメリカ等海外の先進事例をも勘案し、民間団体をつうじての積極的推進を基本に据えようとしている。

また、台湾は高温多湿であり、農業生産環境が海外とは異なって「有機農業発展の初期段階での先進国基準の適用は困難」であるとしており、有機栽培理念の普及なり技術の推進が重要であるとしている。あくまで農業全体での農薬・化学肥料の使用量減少による環境負荷の軽減に最大の重点を置いている。

こうしたスタンスを踏まえて政府の取り組みは以下のとおりである。

科学技術研究・開発の強化、技術水準の向上

- ・間作、輪作の研究、有機栽培田の管理方法改良
- ・低毒性農薬・生物性農薬の研究・開発、総合的病虫害管理の進展
- ・有機質肥料・生物性肥料・緑肥の研

究・開発，等

生産・販売情報の提供

- ・有機農業に関するホームページの内容充実
 - ・有機農業にかかる広報・公衆・見学等の活動強化
 - ・関連法規（包括・消費者保護法，商標法，食品衛生管理法，農薬管理法，植物検疫法等）の広報・指導強化，等
- 認証制度の確立，認証マーク

- ・民間団体による認証推進，認証マークの信頼獲得
- ・認証機関への適切な監督
- ・有機農業見学会，展示会開催等による消費者と生産者との直接交流・相互信頼構築，等

行政管理の強化

（注8）農業委員会「我が国の有機農業の政策目標と発展戦略」

3．減農薬・減化学肥料栽培 への取組実態

既にみてきたように台湾においては有機農業に関する理念と技術を尊重しながら、実態としては現実的に取組可能な減農薬・減化学肥料栽培に入力してきた。具体的には農業改良場での指導，市場での残留農薬^{（注9）}についてのサンプリングテスト等も行われてきた。

この減農薬・減化学肥料栽培に最も組織的，明示的に取り組んできたものが吉園圃である。

<吉園圃>

吉園圃の台湾語の音(ジーエンブー)をアルファベット化しGAPとも表示されており，GAPはGood Agricultural Practiceの頭文字という意味をも担っている。

これは台湾省農林庁(現在は台湾省は廃止されており，台湾省農林庁は行政院農業委員会中部弁公室となっている。従前，台湾の行政区域は台湾省，台北市，高雄市の三つの地区に分かれていたが，現在台湾省は廃止され，7市16県となっている)が独自に設けた認証制度であるが，台北市内の食品売場や市場等では有機食品等と同じくらい見かけることができる。

まず吉園圃のマーク使用は，^{（注10）}産銷班を対象としており，組織活動をとおして推進・レベルアップをはかっていくことを意図している。

そして，生産資源の相互利用と栽培技術の相互研究，農薬の適正な使用と，総合防除技術の利用による農薬使用の減少，農薬使用記録の継続，を主なねらいとしている。

吉園圃のマークを使用するためには，農薬使用説明会の受講。

一次審査として，マークを使用する1か月前に産銷班の班長は地元役場，農会，合作社もしくは農場に申請を行い，農業改良場の指導と審査を受ける。

一次審査に合格したものについては農業改良場が申請審査表を県・市政府経由行政院中部弁公室農業薬物毒物試験所及び農業改良場に提出して，そこでの二次審査を

受ける。

マーク使用期間を経過し、その使用を継続する場合には、産銷班各メンバーの防除記録が連続して記録されていることをチェックされるとともに、3分の1以下のメンバーに対して残留農薬についての化学検査が行われ、農業改良場の審査を経て継続が認められることになる。

また、実際にマークを使用するにあたっては、

地元役場、農会、農業改良場等の病虫害・雑草防除に関する技術指導をうけること。

最近3か月以上の病虫害・雑草防除に関する記録を有するとともに、継続して1年間記録すること。

最近6か月に生産された農産物の残留農薬についての化学試験による合格していること。

が義務づけられている。

産銷班から出荷されるすべての農産物は農業薬物毒物試験場で残留農薬についての検査が行われ、合格したものについて吉園圃のマークが貼付されて販売されることになる。

ところで吉園圃の普及状況であるが、99年の数値で、

果物：栽培面積	7,351.8ha
産銷班	454
農家	6,146戸
野菜：栽培面積	3,179.3ha
産銷班	316
農家	4,515戸

となっている。96年の全農地面積87万2千

第3図 吉園圃マーク



haに占める果物・野菜合計での吉園圃栽培面積割合は1.2%となるが、旧台湾省管内の農地面積で割合を算出すればかなりアップすることは確実で、吉園圃のみならず、減農薬・減化学肥料栽培についてはかなり普及しているものとみられる。

(注9) 台北市に二つの卸売市場を持つ台北農産運銷股份有限公司では、消費者の安全性についての関心が高いことに対応して、毎日、サンプリングによる農薬残留テストを実施している。

正式な化学検査ではなく時間をあまり必要としない簡易検査により、基準を超える量が検出されたときは、該当する農産物をセリからはずすとともに、その生産者への栽培指導を行うシステムを採用・実行している。

(注10) 政府は共同化によるコスト提言を推進しており、産銷班結成による共同化に対して機械・設備等取得に政府からの助成措置が設けられている。

野菜農家によって形成される産銷班が多く、10戸前後の農家によって6~10ha/班程度の規模で生産・加工・販売等を行う。全国で産銷班の数は約6千とされている。

4. 日本に示唆するもの

台湾における有機農業は胎期、萌芽期、を経て現在揺籃期にあり、これから成長期を迎える段階にあると考えられる。

今後有機農業等を一層推進していくため

の課題は以下のように山積している。^(注11)

未だ有機的方法では克服できない病虫害が存在している。

有機肥料の種類が多すぎ、それぞれの分析手法で確立されていないものもある。

除草方法の確立が不十分である。

収量が不安定である。

有機農産物には硝酸塩が多いという懸念を多くの消費者がもっており、有機農産物消費の抑制要因になっている。

販売体制の整備が不十分で、有機農産物の生産者側は売り先が確保できず、消費者はどこで購入できるのかわからないこともある。

もうけ優先で、環境負荷軽減は二の次として、手抜きをしがちな農家も多い。

しかしながら果樹・茶については台湾の気候風土にあわせて一定の時期に限定して必要最小限の農薬使用を認め、これを準有機とするなどの台湾独自の地域性を強く意識した基準を策定し、これを推進している。

また、亜熱帯に位置し、我が国以上に高温多湿で有機農業の一般化は難しいが、有機農業の理念、技術の追求を明確にしながら、減農薬・減化学肥料栽培を中心とした環境負荷の軽減により現実的、地道に取り組もうとする姿勢は大いに評価される。

そして台湾全土が対象ではないものの、最も多くの消費者を抱える台北市、台中市、高雄市等では、減農薬・減化学肥料栽培農産物である吉園圃が量販店等の店頭で

有機農産物に負けず劣らずの普及を示している。このように吉園圃については確固とした流通システムが既に確立しており、有機農産物と減農薬・減化学肥料農産物とが相互に競い合っている状況が現出されていることは注目される。

さらには農会組織であり最大の大消費圏に存在する台北市農会が女性総幹事のリーダーシップの下、有機農産物等の流通に先駆的な取組みを展開していることは特記されよう。

こうした直接的な動きとは別に生産調整されているうちの3分の1は休耕されているが、この間地力の維持・回復に努めるようにするため緑肥、豆等の栽培を奨励し、転作奨励金の対象にもしている。

あわせて豚を中心とした畜産国で、官民ともに有機肥料の研究にも熱心に取り組んでおり、果実、野菜、茶等への有機肥料の投入も増加しており、連携強化もすすめられている。

こうした多様な取組みがWTO加盟に向けて展開されつつあり、今後台湾において有機農業をはじめとする持続型農業がどの程度進展するのか、台湾農業のなかでどの程度のウェイトを占めるようになるのか、これに対応した流通等体制整備が今後どのように進められていくのか、その動向は大いに注目されるのである。

(注11) 台湾大学鍾仁賜教授からのヒアリングによる。

補論 台湾農業の動向とWTO加盟

(注1)
への対応

1. 台湾の農業構造

台湾農業は我が国農業と多くの類似性、共通性を有している。すなわち第一に、台湾が我が国と同様に加工貿易立国であり、類似した産業構造のなかでの農業であること。第二に亜熱帯という違いはあるが、基本的には稲作を中心とした農業生産構造を展開してきたこと。第三に植民地時代に我が国から導入された水利制度、農業研究試験普及制度、農協制度が今日の農業の発展を導いてきた大きな要因であること、等をあげることができる。

同じモンスーン地帯にあって稲作を中心としながらも多様な農業を発展させてきたが、第二次、第三次産業の急速な発展にともない産業全体に占める農業のウェイトはきわめて小さくなり、また所得の向上にともなう食生活の洋風化が進展し食料自給率は先進国のなかでは最低の水準にあるなど、その構造は我が国と酷似している。

すなわち台湾の農林水産業のGDPに占める割合は96年で3.3%（日本2.0%）にすぎない。食料自給率はカロリーベースで97年36.7%となっており、我が国の自給率（同年41%）よりもさらに低い。内訳は穀類28.6%（うち米96.8%）、野菜94.5%、果実87.0%、肉90.2%（うち豚92.6%、牛肉7.2%、家禽99.4%）、卵100.0%、乳品27.3%となっている。ちなみに98年の年間一人あたり精米供給量は58.4kgと我が国の63.3kgをも下回っている。

農林水産物の内訳を金額ベースで見ると農産物41.1%、林産0.2%、水産23.2%、畜産35.5%（日本は農産物58.7%、林産5.9%、水産16.6%、畜産18.8%）であり、畜産や水産のウェイトは日本よりも高い。

一方で、農産物販売額の内訳をみると、米22.2%、果物26.8%、野菜22.7%、特用作物15.9%、その他4.9%となっており、既に果物、野菜の生産額は米のそれを上回っている。

このように我が国と類似した農業生産構造を持ちながらも、米中心から畜産、野菜、果物等商品性の高い作物への構造転換、多様化が進められてきた。

また台湾農業にとってWTO加盟が当面する最大課題であるが、これに対応し台湾の地域特性を活かした、かつ持続的な農業への取組強化がはかられつつある。

このほかの台湾の農業構造についての特徴を基礎的なデータ（96年）によりあげておくと、総面積に占める耕地面積の割合は24.2%と低く、耕地面積では水田が52.3%（うち両期作田37.6%、第一期作田1.6%、第二期作田13.1%）、畑が47.7%となっており、水田の絶対面積、割合とも低下してきている。

また農家は自作農が85.2%、半自作農5.8%、小作農5.1%となっており、さらに専業別では専業農家14.0%、兼業農家86.0%と圧倒的に兼業農家が多く、農家所得農業純収入割合が38.8%であるように兼業に対する依存度は高い。

こうしたなかで、先に触れたように農畜産業そのものにとどまらず、流通、農政等においても、台湾が我が国を既に凌駕している面が散見され、こうした台湾の実態なり今後の方向性を見定めておくことが我が国にとっても重要であると考えられる。

（注1） 本年7月に台湾農業調査を実施したが、畜産では豚の口蹄疫について終結宣言が出されていないことから現場に足を踏み入れることが不可能であったとともに、時間の関係から農会等組織、農業金融等問題についての調査は次の機会に譲らざるを得なかった。したがって本稿は台湾農業全体を網羅したとりまとめとはなっていない。

なお、とくに注記のないものは台湾大学、中央研究院経済研究所、農業委員会等からのヒアリングによるものである。

2. 台湾農業の発展経過とその要因

(1) 発展経過

まず台湾農業の発展経過を俯瞰しておきたい。

東京農業大学板垣啓四郎氏はこれを四つの段階、すなわち「食糧増産期」「選択的拡大期」「生産調整期」「国際化対応期」に区分しておられる。^(注2)各期の特徴として次の点等があげられている。

a. 食糧増産期 (1953~72年)

「1950年代前半から70年代初期にかけてのこの期間に、政府は、食糧増産のために、灌漑施設や農地基盤の整備、農家に対する営農方法の改善と技術指導、農村信用の低利供与、さらには農村住民組織の強化等を次々と手掛け、着実な成果がみられた。

この時期、少なくとも60年代初期まで、経済開発の優先順位は、輸入代替化戦略の下、在来的な工業部門を強化育成することにおかれたことから、農業部門は、この工業部門に対する資本や労働力といった生産資源の移転、食糧農産物の輸出による外貨の獲得(これによる工業原料と資本財の輸入)、そして安価で豊富な食糧の供給という役割を果たすことになり、事実そうした役割を果たすまでに農業の生産性の水準は上昇していったのである。とりわけ主要食糧の供給は、安価な労働力提供に基づく工業部門の競争力強化、人口増加を続ける都市部の社会的安定等という点で、きわめて重要な寄与をなすものであった。^(注3)」

なお、60年代後期から台湾は農産物の輸出国から輸入国へと転換している。

b. 選択的拡大期 (1973~82年)

「都市間に存在する格差の解消及び農業の

生産性向上を図るために、60年代後半になって農村経済の活性化を意識した施策が手掛けられることになった。...

翌73年には、農業の近代化促進を制度的な根拠とするために、農地転用の規制、規模拡大のための委託経営の認定等を骨子とした『農業発展条例』が制定された。さらに、74年には、『食糧安定基金』が政府予算化され、米価の決定は生産費・所得補償方式へと改められ、以降高米価政策へと切り替えられていったのである。...しかしながら、このために政府は膨大な財政負担を余儀なくされ、77年以降は米の政府買入量が制限されることになった。そしてこれを転機として、農業生産は、米を中心とした作付体系から、これに暫次養豚・養鶏等の畜産部門、水産養殖、果実・野菜等の成長農産物を取り入れた体系へと変容し、政府もまた、その方向へ誘導していくための施策を積極的に講じ始めた。^(注4)」

c. 生産調整期 (1983~90年)

「消費者の所得増加に伴ない食生活のパターンが変化して、米に対する需要が急減していったことを背景に、83年になると政府の手に大量の米在庫が集積(150万トン)するという事態を迎えることになり、84年には、米の供給過剰を解消するための生産調整の実施が決定された。...

このいわゆる転作奨励政策に多数の農家が呼応し、84年から89年のわずか6年間に米の栽培面積が27%も減少した。また、82年からの7年間に生産者米価が凍結されたこともあって、米は着実に減産し、政府余剰米が急減するとともに、その余剰米も飼料用に売却されたのである。

この時期にはまた、『第二段階農地改革方案』が制定(1983年)され、かつ、推進され

た。方案は、中核的な専業農家に優良な農地を集積して経営規模の拡大を図り、機械・施設を導入して労働生産性を飛躍的に高めようとするにねらいがおかれた。...かかる方案とその施策が、付加価値の高い作物、経営部門の生産拡大に重点がおかれ、これら農畜産物の市場競争力を強化培養することを、念頭に^(注5)おいたものであることはいうまでもない。」

d. 国際化対応期(1991年~)

「...国際化、市場自由化の高まりの中で、抜本的な構造改善を通じて台湾農業の体質を強化し、農畜産物の市場競争力を向上させることが急務となってきたのである。

これを受けて、91年に『農業総合調整方案』が発表され、この方案に沿い96年までを実施期間とする計画が現在実行されている。この方案では、担い手となる労働の質と農地利用の効率を高める一方で、農畜産物の付加価値を高め、生産と流通のコストを低めることによって、市場競争力を向上させることに目標がおかれている。農産物の中でも、とくに市場潜在力が高い園芸、特用作物の分野においては、『適地適作』の原則に基づいて主産地を形成し、生産と流通の係わるコストを提言することが謳われて...いる。

また、この方案で示される『総合調整』という意味の中には、自然環境の保全に留意しつつ農地、用水等といった自然資源の再生と生態系のバランスを考慮に入れながら、ある一定の生産性を維持するといった農法の推進、いわゆる『持続的農業』を樹立する^(注6)ことが含まれている。」

「農業総合調整方案」に続いて1997~2001年は「跨世紀農業建設方案」により、農業の効率性と安定の追求、所得向上と自然を生かした村づくり、福祉の向上、を目標に、WTO

加盟後の台湾農業を模索してきた。

日本と同様な発展過程をたどりながらも、ある意味では我が国以上に国際化・自由化が進むなかでの台湾農業のあり方が追求され、「適地適作」とこれに「持続的」に取り組んでいく方向性が明確にされ、また展開されてきた。この「持続的」農業により「自然環境の保全に留意しつつ農地、用水等といった自然資源の再生と生態系のバランスを考慮に入れながら、ある一定の生産性を維持していく」ことが意図されており、農薬・化学肥料の過剰投入、畜産糞尿公害に、有機農業等によって対応していこうという流れを広げてきたものである。

(注2) 台湾行政院農業委員会発行「農業政策白皮書」(1995年5月)では、1958~70年を農工並重期、71~80年を革新調整期、81~86年を邁向三生事業(農業生産・農民生活・農村生態)期に区分している。

(注3) 板垣啓四郎「台湾における農業生産の多様化と営農システムの進展過程」東京農業大学農業経済学会・農村研究第80号1995年3月54頁。

(注4) (注3)に同じ。54, 55頁。

(注5) (注3)に同じ。55頁

(注6) (注3)に同じ。55, 56頁。

(2) 発展の要因

台湾農業の発展を支えてきた多くの要因が存在しようが、植民地時代に日本から導入された水利制度、農業研究試験普及制度、農協制度が大きな役割を果たしてきたと言われている。

これらについての調査は今後の課題であるが、簡単に農会の概要のみ紹介しておけば、農民によってつくられる組織団体には2系統あり、日本の農協をモデルにして設置された農会組織(Farmer's Union)と、別途設けられた農業合作社組織(Agriculture Cooperatives)とがある(第1図)。農会組織は基本的に信用・普及・共済・購販売等マルチパーパスであるのに対し、農業合作社は購販売なら購販売のみのシングルパーパスであり、農家は農会、農業

合作社の両方に加入することも可能である。

なお農会組織の市段階、全国段階では信用事業はやっておらず、農会の余裕金運用は農民銀行、土地銀行、合作金庫の三つに限定されている。

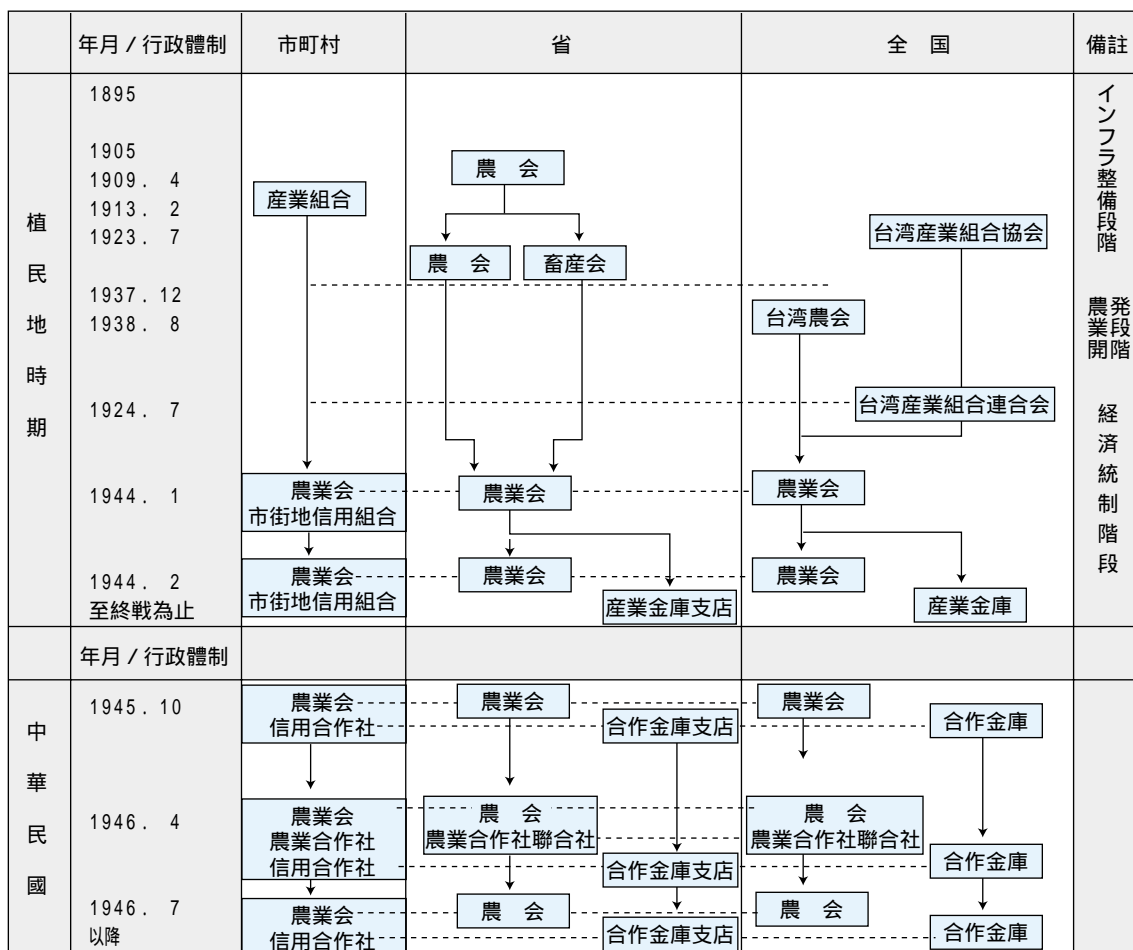
あわせて戦後アメリカの援助のもとに両国で設立された中国農村復興連合委員会（略称「農復会」。以下「農復会」という）の有効適切な資金援助と技術指導により農業発展に多大な貢献をしたとされている。

農復会は79年の米中の国交回復により廃止され、変わって行政院直属の農業発展委員会

が設けられたが、さらに84年、この農業発展委員会と行政院經濟部農業局とが一緒になり、現在の行政院農業委員会に至っている。

なお、台湾での農地改革は三段階にわたって漸進的に進められてきたが、これも農復会の強力な支援があって実施されたものであると言われている。すなわち、まず1949年に三七五減租として、最高小作料を46～48年の平均収穫量の37.5%に制限された。その後51年に公地放領として日本政府と日本人から接收した全耕地の20%に相当する土地が民間に払い下げられた。さらに、耕者有其田として地主の

第1図 台湾主要農民団体および信用合作団体の変遷



出典 銭小鳳作成『農友』2000年6月号

小作地留保は水田 3 ha または畑地 6 ha に制限され、他は小作人に解放された。

3. 台湾農業の最近の動向の特徴

山間部が多く農地面積が狭小であり、かつ 1 戸当たり平均農地面積が 1.12ha (96年) であること、兼業農家が高齢化・後継者不足等から、農業生産の効率向上をはかるため、法人化、共同化、規模拡大がすすめられてきており、あわせて観光農業が推進されている。

(1) 共同化

台湾では農家以外のものが農地を取得することは困難であり、また、農地に対する資産としての観念が根強いことから、農地の流動化はすすまず、借地も少ない。このため共同化による規模拡大が推進されている。生産組織 (Group Farming) は、農作業の共同化 (Joint Operations)、耕作ないしは経営の委託化 (Entrusted Farming)、協同農場 (Cooperative Farming)、農業経営の協同化 (Joint Management) の四つに分類されているが、全般には低調であり、農作業の共同化どまりというのが実態である。^(注7)

しかしながら一方で農作業の委託が相当な広がりを見せている。すなわち農作業の共同化は効率が悪いこと、また地主は農地を貸すと取られてしまうという観念が強い一方で、借地する側も三七五減租により収穫したものの 37.5% という高率の地代を納めなければならないこと等から、農地の賃貸借もすすまず、農作業の委託が増加している。

統計資料は見当らないが稲作農家の約 9 割は農作業を委託しているものとみられており、この場合農家が直接受け持つのは水管理と、肥料・農薬の散布程度で、田植え、刈取り

等については委託されることが多い。このため委託をする農家は水稻栽培に要する約 4 か月のうち自らがやるのは 20 日程度にすぎない、とされている。

受託するのは、農機具とオペレーターを持つ農家で、法人成りをしているものは少なく、ほとんどが個人経営農家であるという。台湾は南北に 400km あることから、田植え時期なり登熟期のズレを巧みに活用して、電話 1 本で南北に移動して受託作業を行う。

統計的にはコンバイン 1 台の平均作業面積が 20ha、同じく田植機で 10ha といわれているが、農作業の委託比率が相当な高率であることから、実態的にはこれ以上の規模拡大が進行しているとみることができる。

また、こうした共同化とは別に、産銷班と呼ばれる、10 戸前後の近隣の農家によって構成される合作社的な組織がある。全国では約 6 千の産銷班があり、野菜農家によって構成されるものが多い。産銷班は共同化による生産・加工・販売等をねらいとしている。

産銷班であれば機械・設備等を取得するに際して政府からの助成を得ることができることから、助成を目的に産銷班を設置するケースが多いが、減農薬・減化学肥料栽培にかかる認証制度である「吉園圃」の対象も産銷班に限定されるなど、こうしたことをつうじての共同化も推進されている。

(2) 観光農業

我が国でもブドウ獲り、ナシ獲り等の農園が増えており、また、農業・農産加工を中心とした農園もけっこう見られるようになってきたが、台湾では「観光農業」として農業生産、レジャー等を結び付けた大規模な観光農園が点在している。

台中市の南側の中山間地域に位置する東勢

林場は、彰化県農会が直接運営する観光農園であり、200ha強の広大な敷地を持ち、宿泊施設等とあわせて農村青少年ホームセンターも設置されている。

東勢林場に限らず台湾の観光農園は立派な宿泊施設やレストラン、例えばスイス村等のレジャー施設を併設しているところも多く、さらにはこれを有機農業で取り組んでいるところもある。経営主体も個人、法人、農会等いろいろあり、その内容は多様性に富んでいる。

台湾ではレジャー施設や別荘等の開発が遅れていることもあるが、都市住民が自然と触れ合い、肌で農業・農村を理解するための空間として観光農園が貴重な役割を果たしている。また、例えば祭り等イベントの開催、紙漉きの実演等により、文化的・民族的なものを伝承する役割等も果たしている。

土日ともなれば、観光農園に至る道路はあちこちで渋滞を引き起こすなど、けっこうな賑わいを見せている。このように都市住民へのレジャーの場提供、消費者の農業・農村への理解獲得、農村の活性化、実験農場等、観光農園は複合的な機能を発揮しているのである。

(注7)(注3)に同じ。61頁

4. 台湾の米政策

台湾の農畜産物生産は多様化しているが、ここでは主食であり、食料安全保障、あるいはWTO加盟によって最も影響が大きいとみられる米、稲作に絞って整理する。

(1) 米の生産・消費・在庫

米は1970年、77万6千haで229万1千トン生産されたが、95年には36万5千haで150万9千トンの生産にとどまっている。この間で栽培面積で47%、生産量で66%にまで落ち込んでいる。(第1表)

一方消費の動向をみると、67年には141kg/人・年であったものが、直近では59kg/人・年と、往時の42%の消費にとどまっている。これは台湾の食事の多様化が著しいことが原因であるとされている。

このような急激な米消費量の落ち込みに生産調整が追いつかず、大量の米在庫と大幅な財政赤字を抱えている。適正在庫は3~4か月相当分ということで40万トンが基準とされている。

第1表 米生産・消費等動向

(単位 千ha, トン/ha, 千トン, kg, %, 精米換算)

	生産面積	単収	生産量	輸出量	輸入量	消費量 (a)	一人当たり 年間米消費量	期末 在庫量(b)	(b/a)
1960年度	766	2.32	1,778	35	15	1,758	...	375	21.3
70	776	2.95	2,291	7	0	2,266	...	290	12.8
80	637	3.40	2,166	159	0	1,880	...	740	39.4
90	454	3.66	1,662	102	4	1,600	65.94	788	49.3
91	429	3.90	1,673	229	4	1,645	62.50	591	35.9
92	397	3.77	1,498	188	3	1,500	62.23	404	26.9
93	403	4.06	1,636	101	2	1,475	60.70	466	31.6
94	366	4.13	1,511	117	3	1,450	59.89	413	28.5
95	365	4.13	1,509	150	55	1,450	59.10	377	26.0

資料 (社)全国食糧振興会「世界のコメ統計・USDA資料」食糧振興会叢書45、ただし、一人当たり年間米消費量は、台湾省政府糧食処「台湾糧食統計要覧(1999年版)」

(注) 96年度の一人当たり年間米消費量は、58.94kg。

(2) 食料管理の仕組み

米生産量の約3分の1が政府米，残りが市場出荷と自家消費となっている。

政府の米買入価格は94年以降維持されており，春作は1ha当たり1,920kgを上限に，1kg当たり21元，秋作については同1,440kgを上限に，同21元で買入れている^(注8)。

米の市場価格は18～19元/kgと，政府買入価格のほうが市場価格を上回っており，生産者は極力政府出荷を志向する体系が維持されている。

(注9)
(3) 生産調整・転作

直近での生産調整，転作の推進目標は第2表のとおりであり，割当ではなく，あくまで奨励金による誘導をはかっている。

これまでは飼料作物を奨励してきたが，輸入物に価格面でとうい太刀打ちできないことから，緑肥，花，豆等の奨励に転換している。これはWTO加盟にあたり飼料作物への転作奨励金交付はイエローの政策に該当するため，今のうちからWTO加盟を前提にして整合性ある政策体系を構築していこうとの明確な意図が込められているものである。

また，転作奨励金の交付要領は第3表のと

第2表 生産調整・転作目標面積

(単位 千ha)

	作物別生産調整面積				調整利用面積				
	稲作	雑穀	サトウキビ	合計	緑肥	休耕	農特産	園芸作物	合計
94 - 96年度平均(実)	176			176		61	88	30	180
97 (目)	185	8		193		75	88	30	193
98 (目)	180	18	7	205	54	53	78	20	205
99 (目)	180	25	10	215	57	56	82	20	215
2000 (目)	180	32	13	225	73	47	85	20	225
2001 (目)	180	45	15	240	88	44	88	20	240
合計	720	120	45	885	272	200	333	80	885

資料 行政院農業委員会・台湾省政府「水早田利用調整計画」1996年

- (注) 1.サトウキビの生産調整は，休耕1年を2期で計算し，うち1期を緑肥，うち1期を休耕とみなす。
2.稲作の休耕は，1,804haを維持する。

第3表 転作奨励金交付水準

(単位 元，每期作ha)

	基礎給付(奨励)	集団奨励	付加奨励	給付(奨励)上限
特殊休耕地 (汚染地等毎年二期対象)	27,000			27,000
休耕地 (毎年一期限り)	27,000	2,000	整地補助費 5,000	34,000
緑肥・造林 および生態維持	27,000	4,000	鋤込み，種子補助 あるいは苗木 保育費補助 10,000	41,000
輪作地区の特産 あるいはその他作物	22,000	4,000		26,000

資料 第2表に同じ(行政院農業委員会・台湾省政府「水早田利用調整計画」1996年)

- (注) 1.輪作地区の特産およびその他作物の基礎奨励金22,000元。個別項目ごとに年度計画書を提出する前に，台湾省政府農林庁は各県市政府および各区農業改良場を召集して，当年度の各県市の種類および面積を定める。
2.休耕地に有機肥料を施用することも配合措置に入れ，計画書に定める。休耕地に有機肥料を投入する場合，転作奨励金の対象になるとともに，有機肥料使用の補助金も交付される。(短期作物4000元/ha 筆者注)

おりで、緑肥の奨励金水準が最も高く設定されており、また休耕については有機肥料の投入を条件とするなど、地力の維持・回復にポイントを置いた体系となっている。これらは実質的にデカップリングが導入されているとみることもできる。しかしながらこれにともなう財政負担は過大化している。

(注8) 台湾では大豆、トウモロコシについての価格保証制度は廃止されており、現在米と砂糖についての価格保証制度だけが残っている。ただし、砂糖については台糖公司に買入等が委託されている。

(注9) 1. 生産調整前史

台湾での生産調整・転作は78年の一期作から開始されている。

「政府当局は農業所得の増加と、農業経済の安定をはかるため、1973年5月、米の最低保証買付価格制度を実施した。保証価格の計算は生産原価に20%の利潤を加算するもの。1974年初に政策的に米の買付価格を引上げ、4月には同制度を支える食糧平準基金を設立したこの制度に従って政府は農民から無制限にモミを買い付けることとなった。しかし、この制度は農業経済の改善に寄与したものの、倉庫の不足、食糧基金の大幅悪化、財政負担増などの問題をもたらしたため、政府は1977年5月にこの制度を修正し、最低保証買付価格を現状維持するとともに、1ヘクタール当たりの保証価格による購入数量を970キロまでに限定した。」(台湾研究所『中華民国総覧(1997年版)』325頁)

2. 1982～83年構造再編政策による転作政策の骨格

水田転換6,966ha

水田での緑肥作物、園芸作物の作付け1,750ha

水田での作付体系の改善・展示圃340ha

東台湾での二期作の畑作への転換320ha

牧草への転換185ha

もち米への転換6,200ha

3. 1984～89年転作政策の骨格

計画的な転作に基づかない米は公定価格では購入しない。

ソルガム、大豆への転作には補助金と、それら作物の公定価格での購入。

政府による穀物輸入業者に対する輸入量に比例した量の国産のトウモロコシ、ソルガム、大豆の購入要求＝二重価格制による買取り制度。財源の一つとして政府のより高い保証価格で購入された国産穀物と輸入穀物との価格差を埋め合わせるために輸入穀物に輸入税導入。

各段階でのグループ設置による厳密な実行システム作成。

こうした取組みにより、目標を上回る実績を確保された。

(2, 3は吉田俊幸「タイ、台湾の米穀事情最前線」農政調査委員会80～83頁)

5. WTO加盟の影響と今後の農政

(1) WTO加盟の影響と課題

台湾の年内(2000年)WTO加盟は難しいものとみられるが、近々での加盟は確実視されている。

台湾経済全体にとってはWTO加盟がプラスになるとみられているが、農業面ではマイナス面が多く、農家サイドではWTO加盟に反対する意見も多い。

しかしながら1990年以降、政府はWTO加盟を前提にして政策運営を行ってきており、また、農業サイドの多くはWTO加盟によって影響が出ることについての覚悟はできているというのが全般的な印象である。基本は、

WTOルールに従う。

コスト低減。

品質向上。

に置かれている。

WTO加盟による農業への具体的影響については、リンゴ、ナシ等の果物、米、タマネギ、ジャガイモ、ゴボウ、ニンジン等野菜の根菜類、畜産物では鶏肉と生乳への影響が大きいとされている。

しかしながら米、豚肉、生乳については、食料安全保障上は当然のこととして、生産額が大きいとともに、これに関連する人も多いこと、また、落花生、小豆、ニンニクについては生産額は少ないものの、貧困地域の転作作物、地域特産品となっており、これらについては選択的に守っていく必要があるとするむきが多い。とくに米は最大の焦点となるものとみられ、コストが高いうえに、品質的にも日本の米ほどおいしくはないことなどが懸念材料となっている。市場開放後は強力な農家所得対策、生産対策が必要とされ、ソフトランディングするためにも調整期間をいかにとる

かがポイントとなる。

なお、台湾では輸入自由化にともなう所得安定対策として輸入損害救済法が98年に成立しており、既にお茶に対する実行実績もあるが、救済のための認定基準が厳しく実行実績は1件にとどまっている。

(2) 今後の農政流れ

今後の台湾農業のキーワードはWTO、中国、環境で、WTO加盟による一層の自由化、とくに中国からの輸入増大の影響が懸念されるとともに、環境なり、福祉の問題への取組みがきわめて重要となる。すなわちこれまでの生産重視から生活・生態重視の方向へむかう

ことになろう。

すでに台湾農業は多様化が顕著に進んでおり、これを促す政策も明確化されている。こうした台湾農業がWTO加盟後、具体的にどのように展開されていくのか、その動向がきわめて注目されるとともに、これとは逆に台湾の技術なり、農業・農政についての考え方が、今後中国にどのような影響を与えていくことになるのか目を離すことはできないのである。

参考文献

・板垣啓四郎「台湾における農業生産の多様化と営農システムの進展過程」東京農業大学経済学会・農村研究第80号、1995年3月

(蔦谷栄一・つたやえいいち)

発刊予定のお知らせ

2000年農林漁業金融統計

A 4 版 約180頁
頒 価 2,000円

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお、今年度はCD-ROM版を作成。本統計購入者には、送料のみで提供の予定。

頒布取扱方法

編 集...株式会社農林中金総合研究所

〒100 0004 東京都千代田区大手町1 8 3 TEL 03(3243)7311
FAX 03(3270)2233

発 行...農林中央金庫

〒100 8420 東京都千代田区有楽町1 13 2

頒布取扱...永楽興業株式会社営業本部

〒101 0021 東京都千代田区外神田1 16 8 TEL 03(5259)7580
FAX 03(5259)1916

発行予定 2000年12月